



市民的及び政治的権利に関する国際
規約

配布 一般
2025年1月22日

日本語訳(抄訳)

原文 英語

人権委員会

選択議定書第5条(4)に基づき委員会が採択した見解、通信第3663/2019号に関する*, **, ***

提出者 モナ・ナブハリ (代理人: Human Rights for All のアリソン・バティソン弁護士)

申し立てられた被害者

通報者

締約国

オーストラリア

通報の日付

2019年10月9日 (初回提出)

文書の参照

2019年10月25日に締約国に送付された委員会手続規則92および94に基づきなされた決定書 (文書形式では未発行)

見解の採択日

2024年10月25日

主題

オーストラリアとナウルにおける入管収容; 移民の移送と処理のための二国間オフショア協定

手続き上の問題

国内救済措置の完了、*所在的管轄権*、*実質的管轄権*、同一案件、申立ての立証、被害者の地位

実質的問題

行政拘禁、恣意的逮捕/拘禁、恣意的/不法な干渉、家族の権利

規約の条文

9 (1)、17 (1)、23 (1)

選択議定書

1、2、3、5 (2) (a)および(b)

1.1 この通報の通報者は、1986年生まれのイラン・イスラム共和国の国民であるMona Nabhariである。彼女は、締約国が規約第9条(1)、第17条(1)および第23条(1)に基づく彼女の権利を侵害したと申し立てている。¹選択議定書は、1991年12月25日にオーストラリアで発効した。通報者は弁護士によって代理されている。

* 委員会第142会期(2024年10月14日~11月7日)で採択。

** 本通報の審査には以下の委員が参加した: Wafaa Ashraf Moharram Bassim, Rodrigo A. Carazo, Yvonne Donders, Mahjoub El Haiba, Carlos Gómez Martínez, Laurence R. Helfer, Marcia V.J. Kran, Bacre Waly Ndiaye, Marcia V.J.Kran, Bacre Waly Ndiaye, Hernán Quezada Cabrera, José Manuel Santos Pais, Soh Changrok, Tijana Šurlan, Kobauyah Tchamdja Kpatcha, Teraya Koji, Hélène Tigroudja, Imeru Tamerat Yigezu.

*** Hélène Tigroudja 委員による個人意見(一部反対)は、本見解に添付されている。

¹ 通報者は規約第21条(1)を引用しているが、規約第23条(1)の本文を引用している。したがって、通報者は後者の規定を引用したものと推定される。

1.2 2019年10月25日、委員会は、その手続規則の規則94に従い、また、新たな通報および暫定措置に関する特別報告者を通じて行動し、締約国に対し、本件が審査されている間、通報者を閉鎖拘禁から直ちに解放し、特に締約国の管轄下にある家族との分離に関して、通報者の身体的または心理的な回復不能な損害を防止するために必要なすべての措置をとるよう要請した。

1.3 2019年11月4日、締約国は通報者とその夫をコミュニティ拘禁に移送した。現在、二人はメルボルンのコミュニティで居住している。締約国は、通報者が精神保健サービスおよび地域の医療従事者にアクセスし、彼女の健康状態をモニターすることができたと主張している。

(中略)

委員会における争点と手続き

(中略)

本案の検討

8.1 委員会は、選択議定書第5条(1)に規定されるとおり、締約国によって入手可能とされたすべての情報に照らして、本通報を検討した。

8.2 委員会は、オーストラリアに入国する許可を得ずに海路で到着した移民を拘禁する政策に従って、締約国が規約第9条(1)に違反して恣意的に彼女を拘禁したという通報者の主張に留意する。また、通報者はオーストラリアで合法的に拘禁され、その拘禁期間は合理的かつ比例的であり、正当な目的を果たしたという締約国の立場に留意する。

8.3 委員会は、人身の自由と安全に関する一般的意見第35号(2014年)を参照し、その中で、逮捕や拘禁は国内法によって許可されているにもかかわらず、恣意的である場合があると述べている(パラ12)。出入国管理手続の過程における拘禁は、それ自体恣意的なものではないが、状況に照らして合理的、必要かつ比例的であるとして正当化され、時間の経過とともに再評価されなければならない。不法に締約国の領土に入国した亡命希望者は、入国を記録し、請求を記録し、身元が疑わしい場合には身元を確定するために、最初の短期間拘束することができる。主張の審理が終わるまでの間、さらに拘束することは、逃亡の可能性、他者に対する犯罪の危険性、国家安全保障に対する行為の危険性など、個人に特有の特別な理由がない限り、恣意的である。勾留の決定は、個別的に関連する要素を考慮しなければならず、広範なカテゴリーに対する強制的な規則に基づいてはならず、逃亡を防止するための報告義務、保証人、その他の条件など、同じ目的を達成するための侵襲性の低い手段を考慮しなければならず、定期的な再評価と司法審査の対象とならなければならない(パラ18)。²

8.4 委員会は、通報者が亡命を求めてクリスマス島にボートで到着した際、締約国が1958年移民行動第189条(3)に従い、7カ月以上(2013年7月19日～2014年3月10日)拘禁したことに留意する。締約国が通報者をナウルに移送した後、通報者は2014年3月11日から2018年8月27日まで地域処理センターに收容され、その後、地域居住区に移された。したがって、合計で、通報者はナウルで4年5カ月以上拘留された。医療上の理由で彼女をオーストラリア本土に移送した際、締約国は彼女を様々な拘禁施設で約11カ月半(2018年11月20日～2019年11月4日)拘禁した。

8.5 したがって、委員会は、通報者が、入国を文書化し、または身元を確認するための短期間の最初の期間に拘禁されたのではなく、オーストラリアでは、締約国の強制的な移民拘禁政策の下で約1年半、ナウルでは、2017年に難民資格を取得した後の数カ月間を含め、4年以上拘禁されたことを指摘する。通報者がオース

² *A.K. et al. v. Australia* (CCPR/C/132/D/2365/2014), para. 8.4 も参照のこと。

トラリアとナウルで行政拘禁された唯一の理由は、庇護申請者として、不規則な海上手段でオーストラリアに無許可で入国したことであることは議論の余地がない。

8.6 締約国は、適切かつ逐次的により制限の少ない拘禁条件を決定する際に、通報者の個別のニーズを考慮したと主張するが、委員会は、ナウルでの長期にわたる拘禁を考慮すると、締約国が、通報者の自由をこのような長期にわたって奪う必要性を正当化するような個別の具体的な理由を特定しなかったと考える。委員会は、2019年に通報者をコミュニティに解放する前に、締約国が、通報者を拘禁し続ける通報者に固有の理由を説明していなかったことに留意する。例えば、締約国は、通報者が公安、公序良俗もしくは安全に対するリスク、または逃亡のリスクをもたらすと判断したとは示していない。実際、締約国は、国内法の下で、入国管理・国境保護大臣は、2019年3月、移民法第197AB条に基づき、通報者に拘禁に代わる措置を与えることを拒否する前に、個別の理由を提供する必要はなかったと指摘している。また、締約国は、より制限の緩やかな措置が通報者の退去の可能性を確保できなかったことを実証していない。締約国はまた、特に2017年にナウルで通報者に与えられた難民の地位を考慮し、通報者をより早くコミュニティ拘禁に移送しなかった理由を示していない。

8.7 身元やその他の問題を確認する目的など、最初の拘禁にどのような正当性があったとしても、締約国は、委員会の見解では、通報者の長期かつ無期限の拘禁が正当であることを個別的に示していない。委員会はまた、通報者がその無期限拘禁に効果的に不服を申し立てることを可能にする法的保障措置を欠いていたことに留意する。³上記の要素を考慮すると、委員会は、ナウルおよびオーストラリアにおける通報者の約6年間の拘禁は、不合理で、不必要であり、締約国の政策目的に不釣り合いであったと考える。⁴したがって、委員会は、締約国が規約第9条(1)に違反して通報者を恣意的に拘禁したと考える。

9. 委員会は、選択議定書第5条(4)に基づき行動し、締約国が規約第9条(1)に基づき通報者の権利を侵害したとの見解を有する。

10. 規約第2条(3)(a)に従い、締約国は、通報者に効果的な救済を提供する義務を負う。このことは、規約上の権利を侵害された個人に対して完全な賠償を行うことを要求する。したがって、締約国は、2019年11月4日までのクリスマス島、ナウルの地域処理センターおよびオーストラリア本土における通報者の拘禁期間について、十分な補償を提供する義務を負う。また、締約国は、同様の侵害が将来発生することを防止するために必要なあらゆる措置を講じる義務を負う。これに関連して、締約国は、第9条を含む規約の要求事項への適合を確保するために、その内容、実施および監視に関して、移民に関する法律および政策ならびに二国間オフショア移送取決めを見直し、修正すべきである。

(後略)

³ *F. J. et al. v. Australia* (CCPR/C/116/D/2233/2013), para. 10.4 ; および *F. K. A. G. ら対オーストラリア* (CCPR/C/108/D/2094/2011) 、パラ. 9.4.

⁴ *A v. Australia* (CCPR/C/59/D/560/1993), para. 9.4.